

函館市とSCSK北海道株式会社との連携協定書

函館市（以下「甲」という。）とSCSK北海道株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が函館市内に乙の拠点を構築し、雇用の場の創出に努めるとともに、甲および乙が密接に連携し、協働して活動を推進することにより、函館市における地域の活性化に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲および乙は、上記の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとする。

- (1) ICT人材等の雇用創出や育成に関すること。
- (2) DXの推進に関すること。
- (3) 新たな産業の創出と地域企業の活性化に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要と合意した事項。

2 乙は、前条の目的を達成するため、地域企業、教育機関、研究機関等関係機関との連携、協力を努める。

3 甲は、乙が本条第1項各号に掲げる事項を円滑に実施できるように、積極的に乙を支援し、および乙が地域企業、教育機関、研究機関等関係機関と連携できるように協力する。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、本協定に基づき相手方より開示を受けまたは知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という）について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩しまたは第1条に定める目的以外に利用してはならない。ただし、以下の情報は、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、または相手方による開示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。
- (3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。
- (4) 法令により開示を求められたもの。

2 甲および乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了若しくは第5条による解除により効力を失った後5年間、前項により秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の前月末日までに甲乙いずれからも協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一条件で、1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（本協定の解除）

第5条 甲および乙の一方が有効期間の中途において解除を申し出た場合には、甲および乙は協議を行う。合意が成立しない場合においては、甲または乙は相手方に対して本協定の解約希望日の1月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 第3条を除き、甲および乙は、本協定により相手方に損害が生じた場合、相互に責任を負わないものとする。

（協議）

第7条 この協定において定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

令和6年11月25日

甲 函館市
函館市長

大泉潤

乙 SCSK北海道株式会社
代表取締役社長

梶田清隆